（国家公務員の場合における分限免職の事由に相当する事由）

第二十九条　法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三第一項に規定する国家公務員の場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第四号に掲げる分限免職の事由に相当する事由は、次に掲げる事由とする。

一　学校法人等の解散、学校法人等の設置する学校の廃止、学校法人等の合併、分校の廃止、高等学校及び大学の学部、学部の学科等の廃止、学校法人等の事務所の移転等により退職した場合

二　その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で、学校法人等にかかる退職手当の支給に関する規定において、自己都合退職手当と勧奨手当の区別があり、勧奨手当の方がより高い支給割合を支給する旨の規定が定められている場合で当該規定の適用を受けた場合

三　各種学校の課程の廃止、分校等の移転、学生・生徒・児童又は幼児の募集の停止（募集を行つたが応募が少なかつた場合及び応募がなかつた場合を含む。）

四　前三号に掲げる事由のほか、事業団がこれらの事由に準ずるものとして定める事由

第三十三条の十一から第三十三条の十三までを削る。

第三十三条の十四中「第七十四条の四」を「第七十五条の七」に、「年金である給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第一号及び第二号中「遺族共済年金」を「職務遺族年金」に改め、同条を第三十条とする。

第三十四条の見出しを「（退職等年金給付に関する通知）」に改め、「長期給付に係る請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを審査し、決定し、その決定内容」を「退職等年金給付に係る処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条の二第一項中「より退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金を決定した」を「よる通知が退職等年金給付（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二から第七十九条の四までの規定による一時金を除く。）の決定に係るものである」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第三十二条とする。

第三十四条の二の二中「は」の下に「退職等年金給付の」を加え、同条を第三十二条の二とする。

第三十四条の三を第三十三条とし、第三十四条の四を第三十三条の二とし、第三十四条の五を第三十三条の三とし、第三十四条の六を第三十三条の四とし、第三十四条の七を第三十三条の五とし、第三十四条の八を第三十三条の六とし、第四章中第三十五条を第三十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の免除の申出）

第三十四条の二　前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第二項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第三十四条の二の二　加入者が法第二十八条第二項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金保険法第八十一条の二の規定による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

2　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法による育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出をしたものとみなす。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の免除の申出）

第三十四条の三　前条の規定は、第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例に係る申出について準用する。この場合において、前条第一項及び第二項中「法第二十八条第四項」とあるのは「厚生年金保険法第八十一条の二の二」と、同条第五項中「掛金を免除する旨及び当該掛金を免除する期間」とあるのは「保険料の徴収の特例を適用する旨及び当該保険料の徴収の特例を適用する期間」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の申出等の特例）

第三十四条の三の三　加入者が法第二十八条第四項の規定による掛金の免除の申出をした場合には、併せて同一の事由により第四号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定による厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をしたものとみなす。

2　第四号厚生年金被保険者が厚生年金保険法による産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例の適用を受けることの申出をした場合には、併せて同一の事由により加入者に係る法第二十八条第四項の規定による掛金の免除の申出をしたものとみなす。

第三十五条の三の見出し及び同条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条を第三十五条とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（掛金の割合）

第三十五条の二　施行令第二十九条に規定する掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合については、次の各号に掲げる掛金の区分に応じ、当該各号に定める範囲内とする。

一　法第二十二条第二項に規定する掛金　千分の三十から千分の百二十の範囲内

二　法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係る掛金　零から千分の十五の範囲内

2　前項第一号に掲げる掛金のうち福祉事業に係る掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、零から千分の三の範囲内とする。

第三十七条の二第二項中「（法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十七条の三及び第三十七条の四を削る。

第三十七条の五第一項第二号中「第三十九条」を「第四十一条」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条を第三十七条の三とする。

第三十八条第一項中「第二十六条第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第二十六条第五号」を「第二十六条第一項第五号」に改める。

第三十九条中「第四十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第七章　厚生年金保険給付

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条から第三十五条の四まで並びに第四十条の二（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号及び第六号、第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六及び第三十一条の二第二項まで、第三十五条の三第三項第二号から第四号並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。